

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月22日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	その他	1号機のスチームドレンファンネルの放射性廃棄物を処理する配管の誤接続により、誤って放射性物質であるトリチウムが放出した不適合及び柏崎刈羽原子力発電所においても同様不適合が確認されたため、11月5日に原子力安全・保安院より調査計画策定の指示文書を受け調査を実施した結果、1～4号機及び廃棄物処理設備において、合計21箇所及び福島第一・柏崎刈羽原子力発電所で9箇所の誤接続を確認し、2月2日に調査結果を報告したところ、各発電所原子炉施設保安規定に関する不適合と判定され、同日、根本的な原因を究明及び再発防止対策を策定し報告するよう指示を受けたため、対応検討。	As	2月2日公表済み

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)において、燃料ディタンク液位高の警報(液位は通常値)発生が認められたため、当該計器を点検。	D	
2	3号機	復水ろ過装置空気圧縮機(B)点検時、吐出弁の部品(抑え金具)に破損が認められたため、当該部品を交換。	D	
3	3号機	復水ろ過装置空気圧縮機(A)点検時、クランク部に油の滲みが認められたため、当該部を補修。	D	
4	3号機	制御棒駆動機構機能検査において、制御棒3本の駆動時間に管理値外れが認められたため、当該制御棒の駆動機構を点検。	D	
5	4号機	電解鉄イオン供給装置原子炉補機冷却系熱交換器(B)注入流量計において、指示値不良(ひっかけ)が認められたため、当該計器を点検補修。	D	
6	4号機	活性炭式希ガスホールドアップ塔入口露点温度計において、指示値不良(ふらつき)が認められ、検出器の不良が考えられるため、当該検出器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802